

瀬戸市選挙管理委員会告示第2号

瀬戸市公職選挙管理規程（昭和53年瀬戸市選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月3日

瀬戸市選挙管理委員会

委員長 上川和子

第4条中「第1条」を「第1条の3」に改める。

第2号様式別紙中「懲役（禁錮）」及び「懲役刑」を「拘禁刑」に改め、「（禁錮刑）」を削る。

附 則

この告示は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。